

船舶インシデント調査報告書

令和6年10月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年8月20日 08時00分ごろ
発生場所	北海道積丹町積丹岬北方沖 積丹岬灯台から真方位345° 4.2海里付近 (概位 北緯43° 26.4′ 東経140° 27.4′)
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年9月1日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長2.95m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、1.47kW、回転数毎分5,000、気筒数1、ボア55.0mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視程 約10km 海象：波高 0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船外機付き膨張式ゴム製ミニボートで、操縦者が乗り、親族1人を乗せ、積丹岬北方沖で釣りをを行う目的で積丹町入舩漁港内の砂浜から出航し、釣りをしながら漂流中、次の釣り場に移動する際、船外機を始動できなかった。</p> <p>操縦者は、船外機の燃料油タンク（容量約1ℓ）の残量に問題がないことを確認し、点火プラグの交換などを行った後に船外機の始動を試みたところ、機関は回転するものの燃料運転に切り替わらないことを確認した。</p> <p>操縦者らは、船上備付けのオールで漕いで出航地に戻ることにしたものの、潮流の影響等により出航地に近づく様子がないので、自力で航行することを諦め、付近にあったブイに本船を係留した後、118番通報を行って救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安庁の救援協力依頼により出動した地方水難救済会救難所所属の漁船にえい航され、操縦者らは本船と共に積丹町日司漁港に到着した。</p> <p>操縦者は、後日、自ら船外機の整備を行い、ガソリン気化器（キャブレター）の手前にある燃料フィルタに汚れが認められ、同キャブレターを交換し、燃料油タンクの清掃などを行い、船外機が正常に運転で</p>

	<p>きるようになったことを確認した。</p> <p>操縦者は、燃料油タンク内に残っていたゴミ等の異物によってキャブレターの作動に不具合を生じたのではないかと本インシデント後に思った。</p> <p>操縦者は、発航前に船外機の潤滑油量などを点検しており、毎年船外機を整備していた。</p>
分析	<p>本船は、積丹岬北方沖を漂泊中、燃料油タンク内のゴミ等の異物が船外機のキャブレターに流れ、同キャブレターが閉塞するなどし、キャブレターの作動に不具合を生じたことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>燃料油タンクは、同タンク内にゴミ等の異物があつたことから、点検されていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、積丹岬北方沖を漂泊中、燃料油タンク内のゴミ等の異物が船外機のキャブレターに流れ、同キャブレターが閉塞するなどし、キャブレターの作動に不具合を生じたため、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミニボートの操縦者は、沖合で主機が故障した場合、漂流等を招くおそれがあるので、船外機の点検保守、燃料油タンク内の清掃を行い、同船外機の状態を良好に維持しておくこと。